

クーリング・オフができる期間の一例

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での指定商品・権利・役務の契約	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話による指定商品・権利・役務の契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引。店舗契約を含む。指定商品なし	20日間
特定継続的役務提供	家庭教師・エステサロン・学習塾・語学教室・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約。店舗契約を含む	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法による取引。店舗契約を含む。指定商品なし	20日間
生命・損害保険契約	店舗外での契約期間1年間を越える契約	8日間

※ 期間の起算は、契約書面を受け取った日を含めて算出します。

※ 法改正に伴い平成21年12月1日以降の契約から、これまでの指定商品・指定役務制を廃止して、訪問販売では、原則すべての商品・役務が対象となります。

クーリング・オフができない場合の一例

- ・3,000円未満の商品等を現金で購入した場合
- ・乗用車
- ・使用・消費した消耗品
- ・通信販売で購入した場合



クーリング・オフの効果

- ・契約は無条件で解除になります。
- ・すでに払ったお金があれば、全額戻ってきます。
- ・設置済みの商品や、施工済みの工事も解除でき、現状回復を要求できます。
- ・商品の返品費用は事業者の負担となり、違約金等は一切かかりません。

クーリング・オフ制度ですべてが解決できるわけではありません。
契約はくれぐれも慎重に行うよう注意しましょう。

■問い合わせ先■

常陸大宮市消費生活センター(本庁商工観光課内) ☎ 52-2185(直通)

【受付時間】

午前9時～正午 午後1時～4時 月～金曜日
 ※土・日・祝日・年末年始はお休み
 ※月・水・金は専任の相談員が対応します。

